

## G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合記録誌作成業務委託仕様書

### 1. 事業の目的

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合は、国土交通省が主催する国際会議で、2023年6月16日から3日間にわたり三重県志摩市において開催された。

この会合の開催に向けて、気運醸成や開催支援、三重の魅力発信など、様々な方々の協力を得て取り組んできたことを記録誌にまとめ、支援及び協力をいただいたG7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の構成団体や関係者へ報告するとともに、記録誌の内容をホームページ等に公表することで、三重県の取組を発信し、今後の国際会議やイベントなどのいわゆるMICE誘致の推進や、観光誘客や地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

### 2. 委託業務の契約期間

契約の日から令和5年11月30日（木）まで

### 3. 委託業務の内容

(1)～(4)のとおり、記録誌原稿を作成・印刷・製本すること。  
また、4(1)のとおり、納品用のデータを作成すること。

#### (1) 規格

- ①言語：日本語版
- ②サイズ：A4判
- ③ページ数：約200ページ（表紙・裏表紙含む）
- ④紙質：表紙 アートポスト紙（PP加工）180kg  
本文 マットコート（90kg）
- ⑤印刷：表紙、本文ともにフルカラー
- ⑥製本：無線綴じ製本

#### (2) ページデザイン等

①記録誌のページ構成を作成する。

（章立て、目次を作成する。また、記録誌内容の文字データ及び写真は、委託者が受託者へ提供する。）

※記録誌に掲載したい内容は、別紙「記録誌構成内容」のとおり。

②表紙、背表紙、裏表紙のデザインを作成すること。委託者が作成した共通デザインのaiデータを受託者へ提供する。

③章の区切りデザイン（扉）、各ページの段組み及び写真レイアウト等を含めたデザインを行うこと。

④頁数の割付を行うこと。

### (3) 校正

- ①校正は3回程度、色校正1回程度とする。
- ②受託者の入力誤りがない場合でも、委託者が校正時に訂正する場合がある。  
※本文、写真等の差替え、ページ割りの変更、頁数の増減を行うことがある旨、留意すること。
- ③受託者による内部校正を実施すること。受託者による入力誤りの訂正だけでなく、委託者提供データの中に、誤字・脱字、日時・曜日などで明らかに不適当な箇所があった場合は指摘すること。

### (4) 作業スケジュール等

- ①作業スケジュール表を提出すること。
- ②委託者から提供する写真・画像における著作権等権利関係の手続きは、委託者が行う。

### (5) 留意点

- ①委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議を重ねた上で実施すること。
- ②委託者から提供するもの以外に、紙面の構成に必要な写真、イラスト、資料等があれば、受託者において入手すること。但し、その場合、写真等を使用する際の費用の負担及び支払い等を含めた一切の手続きは受託者において行うこと。また、受託者において入手不可能な場合は、協議の上、委託者が所有している写真等を可能な範囲で提供する。
- ③編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。  
また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ④委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑤本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3 役務 表3印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」（三重県）  
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国）  
三重県ホームページ  
<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

- ⑥ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については、積極的に提案・実施すること。

#### 4 成果品

##### (1) 納品する成果品

- ① 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」  
（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）
- ② 上記3により作成した記録誌の電子データ一式  
（提出時期：委託業務完了時）  
※PDFデータとし、CD-ROMもしくはDVD-ROMにて納品すること。
- ③ 作成した記録誌（紙媒体）  
600部
- ④ 必要があれば実施内容の説明資料 1部

##### (2) 成果品の提出期限

令和5年11月30日（木）17時まで

##### (3) 納品場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（三重県雇用経済部内）

#### 5 その他特記事項

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこ

と。

- (2) 委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委託者に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) その他必要な事項は「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局財務会計規程」の規定によるものとする。

## 6 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局(三重県雇用経済部内)

担当:古市、岸本

TEL:059-224-2638

FAX:059-224-3024

E-mail:g7pt@pref.mie.lg.jp